平成２２年（フ）第１８２２号
堺市東区北野田393番地15、前住所堺市東区南野田14番地101
債務者　足利恵美子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８２５号
堺市中区陶器北395番地１　西野文化２Ｆ12号
債務者　清水　潤一
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８３４号
堺市南区槇塚台１丁10番３―402号
債務者　小松千江子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８５４号
堺市南区晴美台４丁１番10―801号
債務者　江藤　敬子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８５７号
堺市中区小阪370番地Ｇ棟404号
債務者　北村　勝治
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８６３号
堺市堺区出島町２丁７番61号　グレーシィ堺201号
債務者　平山　照子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８６６号
大阪府富田林市寺池台４丁目２番333―104号
債務者　三原　照乃
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
北海道有珠郡壮瞥町字滝之町229番地39
債務者　毛利　昭美（旧姓濱本）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１９１号
北海道登別市登別東町３丁目24番地２
債務者　木村　園美
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
福島県喜多方市字押切東２丁目93番地、住民票上の住所福島県喜多方市字大坪7618番地６猪俣アパートＡ号室
債務者　堺　　洋泰
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第２８９号
福島県いわき市小名浜下神白字狩亦62番地の18、前住所福島県いわき市小名浜下神白字狩亦62番地の62
債務者　仁平　要一
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第３０５号
群馬県太田市台之郷町730番地２　ハイツＫＩＴＡＤＡ　Ａ―202号
債務者　遠藤　禎昭
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１８６号
岐阜県大垣市林町７丁目143番地　大垣共立銀行大垣寮
債務者　石橋　昭一
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１９７号
岐阜県大垣市南一色町400番地１
債務者　五島　久子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第２００号
岐阜県大垣市静里町25番地１　リバーサイド鎌倉302号
債務者　外花　都子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第５１９号
愛知県江南市尾崎町屋敷85番地
債務者　森　　悟志
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５２０号
愛知県江南市尾崎町屋敷85番地
債務者　森　　英敏
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５２６号
愛知県犬山市善師野台１丁目41番地４
債務者　大久保敏行
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで　名古屋地方裁判所一宮支部